

新報かわにし

発行所 川西町役場
 発行者 中村 壮吉
 編集人 金子 幸作
 印刷所 白南風社

人口の動き
 (9月1日現在)
 男 7,399人
 女 7,573人
 計 14,972人
 世帯数 2763世帯

とれ秋のよろこび

川西郷の雪が消えると黒い土がでた。
 ネコの手も借りた、忙しい春の作業が始まつてから
 田打、田植、草取り、消毒……そして今は、
 野も山も黄金の波にゆらいでくれた。
 みのりの秋、乙女の手刈取られた稲穂は重い……
 「ことしは例年にならない日照りだった」
 「そのあとがまた、雨だつて……」
 だが長かつた毎日の苦勞も、この重みを感じると、
 いつしか微笑がわいてくる……
 それは豊作のよろこびである。

写真稲穂を手にした乙女……伊友にて



町づくり

「話し合い講習」という名のものと、たくさんの方々が生まれて、いたるところ活発な討論が、研究がつけられるようになった。新しい町ができてから二年、

一万五千の全住民が結束して、新しい町づくりに立上がつてから二年たちました。そしていまわが町は、県下にも誇るべき大きな経済力と、政治的な迫力を持つことができました。これひとえに町民各位の御協力と、絶大な御支援があつたからでございます。

合併二周年に思う

町長 中村 壮吉

しかしながら、川西町は非常にめんどうな町であり、前途にもまた、多難な問題が待ち構えているのでございますが、特に十日町市と小千谷市には、さまたわが町を今後どう発展させていこうか、この点町長として、強く責任を感じているわけでございます。幸い川西町には、りっぱな人材が

仲間づくりをねらいとして集まつてくる人たちが、今までのように「話し合う」だけでは満足しないまでに成長している。会を重ねるにしたがつて、家庭の民主化や、地域の進展がさげば、毎日の暮らしの中にあるなやみや不満、不思議なことや、不合理なことをみ

んなの力で解決してゆこうと、する意欲をもつてきたのである。
 ▲ところでこれらのグループや、団体に共通するなやみは何だろうか。どの話し合いからも、必ずといってよいくらいに、きかされる問題をとりあててみた。
 (あえて編集者の、主観的な意見ではないことを付言しておく)

そろつておりますし、町民の希望をになう二十六人の議員さん、いづれも一騎当千、大川西建設の意欲にあふれておられます。これは何よりも喜ばしいことでございます。

私、千手町長十年の体験を有するといえ、昔の千手の町長はもうとつとくに捨ててかゝつております。この先幾多の試練もあることでは、腕によりをかけて、外の市町村に劣らない、りっぱな町にしてゆくことを心に誓つております。どうか幸福な、住みよい町づくりに、町をあげて御協力あらんことを心からお願いして止ませせん。

▲婦人会若青年団を始め、グループやその他の団体に加入している人は、比較的に合意に出席する機会も多く、何をすることも建設的な心構えをもつて、おとさんたちの参加する機会をきわめて少ないし、あつたとしても、なかなか出席してくれない。したがつて

何かの改善を企画して家にも帰つても、主権をにぎるおとさんによつてははまれることが多い。
 ▲「〇〇会の積立金を、毎月五千円ずつほしい」とか、「家で毎月から、家族会議を開いてみたい」といって頼んでも、良い顔で返してくれないという。

▲オヤジの立場からみると、「今どきの若いものは口ばかりで……」と思つておられる。婦人や青年たちには「おとさん、家のオヤジは封建的だ……」という。ひとつ公民館の二階でも借りて、おたがいによく話し合つてみたらどうだろうか。「機嫌は必ずしも楽ではない。オヤジといふものは毎日、容易でない財布をたぎつて苦勞している。お前がたのいうことも解らないでもないが……」といふような話から、意外はくされてゆくのではないだろうか。

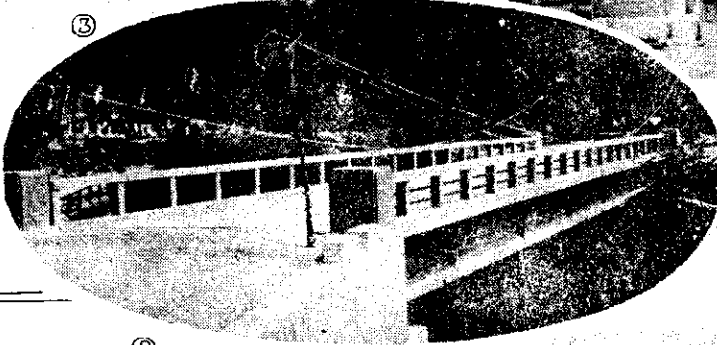
▲ある婦人は「青年層からうんと啓蒙してほしい。」と、そしてまたある青年は、「オレたちだけではとてもだめだ。これは妻の側からも組織的に、強く呼びかけるべきだ」といふのである。
 ▲もちろん理解のあるおとさんも多い。けれども「オヤジ教育」の問題が、共通のなやみとしてうち出される以上、まだまだ無理解なおとさんもあるはずである。

「オラがすつつけのことをいつても」と口にする前に、「きくだけ聞いてみよう」という態度を示していただけないだろうか。妻が、嫁が、息子が、娘が、こうした話し合いから、少しでも暮らしを向上しようとして努力していることに、大きく目を向けてほしいものである。

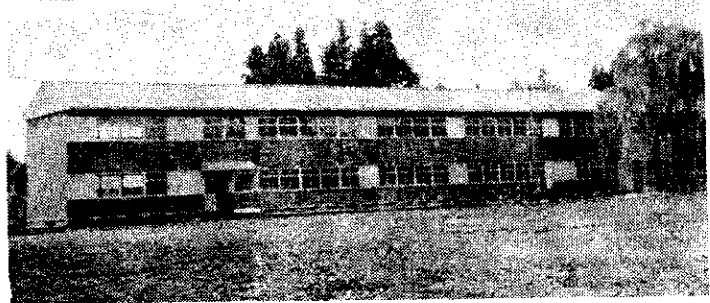
④ カメラスケッチ



③
 待望の永久橋が、
 待ちあぐんだ学校が、
 ついにできあがった。
 町づくりの遠大な計画も
 こうしてひとつひとつ
 実現されてゆく。
 それは町全体にとって
 大きなよろこびである。



伸びて行く 川西町



- ① 橋小学校の増築校舎
 延坪数 七十坪
 工費 二百三十万円
 (撮影：丸山秀治)
- ② 竣工成った上野小学校々舎
 延坪数 三百六十五、三坪
 四間四尺一三十九間
 工費 一千五十万円
 (撮影：丸山秀治)
- ③ 完成した岩瀬橋の全景
 全長三千七米 巾五五米
 工費 一千三百六十一萬六千円
 (撮影：数藤彦三)
- ④ でき上った白倉校屋内体育館
 延坪数 百六十一、三坪
 八間一十四間半
 工費 五百三十万円
 (撮影：齋間富雄)

町の歩み

田口 一男

【2】

合併第三年度をむかえた昭和三十三年は、まことに融合一体、新しい町の基礎づくりの年として、銘記すべき一年であつた。まず町としては第一回の議会議員、ならびに農業委員の選挙あり、合併協定事項の庁舎、農業センター建設事業の実施あり、国保や税務関係の一体化という難関を始め、百出する諸案件の調整処理に、單日なき日を送つたわけである。日を追つて築かれてゆく鉄筋庁舎の建築に呼応同調すること、本庁を中心とした太い根が、町全域に伸長する感を深くした次第である。

一月三十日
 本年度第一回の町議会が招集されたのであるが、町として最初の予算編成であり、すこぶる複雑を極めたことや、そのほか議案四十二件、請願五十五件の多数に及んだため、これが審査検討に数日を重ね、三月二十七日に至り、ようやく予算その他の案件が決定されたわけである。なお本年度主要事業としては、合併協定事項の一つであつた役場庁舎建設の議が、満場一致で可決された。今回決定をみた本年度当初予算の総額は、一億一千三百八十萬六千余円の巨額に達したのであるが、その内訳は左記のとおりである。

- 一、一般会計 七八九一六三三七円
 - 二、特別会計
 - イ、国民健康保険
- 一七二〇八五〇〇円
 只、千手診療所
 一〇二七〇五九五円
 八、橋診療所
 七四一〇九四八円
 計 一、二八〇六三八〇円
 四月九日
 町議会が招集されて、役場庁舎建築特別会計予算が付議された結果、工事費二千四万円、用地買収費、灌用費、施設費等、百萬元、合計一千二百萬元を可決。この日建築委員十二名の選出も行って、実施の段階に入つたのである。

六月二十四日
 役場庁舎建築請負の入札が行われた結果、一千百三十萬円で、長岡市渡長建設株式会社が落札。十一月三十日を竣工期限として、請負契約が成立した。ついで七月十日に起工式を挙げ、工事が開始されたのである。この間役場は千手小学校の一隅を仮庁舎として移転執務することになった。

八月一日
 本町第一回の町議会議員一般選挙が執行された。今回に限る旧町村の区域を選挙区として、三十二人の候補者が立候補を展開した結果、現在三十二名の新議員が選出された。各選挙区ごとの議員定数は次のとおりである。

第一選挙区(旧上野地区)	八人
第二選挙区(旧上野地区)	四人
第三選挙区(旧橋地区)	五人
第四選挙区(旧仙田地区)	九人
計	二十六人

八月三十日
 本町第一回の、農業委員会委員一般選挙が執行されたのである。旧町村の区域を選挙区として、十九人の委員が無投票により当選した。各選挙区の委員定数は、次のとおりである。

第一選挙区(旧千手地区)	四人
第二選挙区(旧上野地区)	三人
第三選挙区(旧橋地区)	四人
第四選挙区(旧仙田地区)	八人
この外学識経験者として	
議会より選任された委員	五人
農協、共済組合より選任された委員	五人
計	二十九人

十二月三日
 小春日和に恵まれたこの日、役場庁舎の落成式が挙行された。新築成れる庁舎は鉄筋コンクリート四階建、延坪六百坪、照明、防音装置、水洗便所等、近代的設備を備え、追加工事を併せて、総工費一千四百三十三萬円をもつて完成した。なお本年度新農村建設総合対策事業の一環として、総工費四百萬円を要した川西町農業センターも、上野文所脇にスマートな建築ができあがり、土地調査、生活改善、家畜管理等の諸施設が完備、農業技術研修の殿堂として活用されている。(つづく)

定例町議会終る

追加一千百万円を可決

議長以下全部が再選

本年度第五回町議会定例会は八月二十九日に招集され、一般特別会計の追加予算一千五百七十七万を原案どおり可決したほか、固定資産評価審査委員会委員の選任(教頭長誠氏を再任)七件に及ぶ請願審査を行った。

なお、議長、副議長並びに常任委員長の任期は当初一年という申し合わせに基づき母表が提出されたので、会期を一日延長して、選挙を行った結果、馬場議長以下全員再選された。

◎一般会計の累計 八千九百万 一千五百七十七万の追加予算のうち、一般会計の追加は九百四十三萬四千八百円、当初額と合わせてその累計は八千八百九十六萬六千九百十円となつたわけである。この額は前年度一般会計の最終額に比較しても、すでに百三十萬の増となつている。しかしこの中には赤字町村として補助金の支出に規正を受けたため、前年度会計から繰越した過年度支出百七十六萬七千円が含まれているので、それらを差引いた七百六十六萬四円余りが実質的の追加額ということになる。

特別会計の追加百十四萬円は新農山漁村建設事業補助として、千手農協の有線放送に百三十二萬二千円、木落稚舎飼育所建設に入

十一萬八千円が交付されるものでこれは単に町の会計を通すだけのもの、町の財政とは実質的に関係のない、いわゆるトンネル予算である。

◎議長以下の 改選結果 改選後の議会議長は次のようにすべてが従前どおり今後一年間留

常設保育所 開設保育所 場所は千手相撲場脇

こんど町に、常設保育所ができてくることになりました。場所は千手中学校の東、相撲場の南の空地で、木造並家建、九十五、五坪のものです。名称は「千手保育園」といいます。町立ですが、公立としての常設保育所は、中魚沼郡、十日町市のうちで、川西町が最初のものであります。それだけに県でも、おきまに力こぶを入れてくれました。内容設備もモデル的なもので、グラウンド・ピアノや圖書を始め、いろいろの遊具をとり揃える計画です。定員は六十名から八十名、保育士は三名、他に調理士、園使、嘱託医等が職員として、園務に従事されます。開園は十月一日の予定です。この保育園は、保育に欠ける乳児や幼児を收容し、保育する目的のものですが、

任と決まった。(◎印は委員長) 議長 馬場 輝 (元町) 副議長 南雲 章 (中仙田) 総務文教委員 (六名)

◎田中三郎 (山野田) 馬場 輝 (元町) 高橋 久太郎 (高倉) 丸山 宗太郎 (下原) 田中 金造 (小倉) 平野 聖二 (東善寺) 財政委員 (六名)

◎小林 信司 (中屋敷) 南雲 章 (中仙田) 沢口 由藏 (下平新田) 高橋 信吾 (赤谷) 斎藤 善美翁 (自務須藤亮助 (仁田) 産業経済委員 (七名)

◎和久井 耕一 (木落) 田村 才一郎 (室馬) 黒島 豊一 (伊友) 川崎 清

栄 (桐山) 市川 豊二 (中屋敷) 小海 八太郎 (小根尾) 和田 光興 (田)

◎増田 忠治 (室馬) 小川 駒治 若瀬 江口 初太郎 (小白倉) 遊野 一郎 (野口) 教頭長 貞治郎 (沖立) 平野 義一 (上町) 高井 正治 (下野)

役場が近くの原簿委員(民生委員)に申込んでください。 次に入園料(保育料)ですが、この保育園の措置費には、国と県の補助があつて、四つの階層に基づき負担額が定まつております。

答 均等割額は、その能力に応じた負担させるものではなく、所得の多寡や資産の如何にかかわらず頭割りや平等に負担させようとする外はありません。

D階層：町民税も所得税も納めている世帯で、月額八百二十円か、もしくは九百六十円です。但し実情によつて、多少の差異が生じることもありま。

自然観察、社会観察等についての指導を行い、給食も副産物程度のものを、行う予定になつております。(社会係)

農地の移動統制 第一号で所有権の移転(売買、贈与、相続)質権の設定貸借をする場合の、手続についておられましたので、こんどは農地を耕作以外の目的に使用するとき、手続を申し上げておきます。農地を耕作以外の目的に使用するとき、田に家を建てたり、畑に木を植えたり、

その他いろいろの施設をする場合(は一坪でも)県知事の許可を受けなければならぬことになつております。許可を受けないで、田畑を潰している例が、たくさんあるように思われますが、若し無許可のことが知れますと、学校、工場、家屋等を建築中の場合は、その建築物の取こわしを命じられたり他の施設の場合は、取り除いて原形に復せられたり、その上農地法違反で、罰せられたりすることがありますから、農業委員会を通じて、必ず許可を受けてください。許可申請に必要な事柄は次のとおりです。

二、自分の田畑を、自分で耕作している場合は、自分の印鑑が必要であること。

三、付属書類として、施設の簡単な平面図を用意すること。(農業委員会)

額の点やその他で、なお検討の余地がないとはいわれませんが、幸い市町村民税の公平については、理事者も、議会も、強い関心をもつていられることですから、貴女の御質問が糸口となつて、来年度の市町村民税の均等割も、慎重に再検討されるであらうことを期待しております。

紙面の都合で詳しくお答えすることができませんが、直接係までお問い合わせいただければ、もつと細かに御説明いたします。(税務係長 根津正三)

税務係長 根津正三

高橋子平先生

九月一日、軽度のかぜで寝込んでから、三日以後急激に悪化、意識不明のまま十日町病院に入院されたが、同日午後七時四十分呼吸困難となり、



写真は中村町長の弔辞

翌四日午前七時四十分、呼吸困難のため急逝された。五十八才

高橋教育長は明治三十三年七月二日、元千手村長、高橋豊郎氏

の三男として水口沢に生まれた。大正九年三月、新潟師範学校卒業と同時に教育界に入り、教職に在ること三十七年に及んだ

この間、目野小、川治小、川治国民学校、上野国民学校、上野中、千手小の各学校校長を歴任、昨年四月町教育委員に任命され、教育長として、新しい町の教育行政に貢献した業績は大きい。

いよいよ多難な町教育界にとつてけた南方の紳士淑女は、養殖を終り親鳥と幼鳥は夕暮から千針をなして、葦原などに宿りながら、中秋のころより南方地域に飛去つてゆく渡り鳥である(例外として数年前より、静岡県浜名湖附近と、京都府桂川附近に、少数のものが残留越冬する実例もある)

渡り鳥はなげく

高橋友義

春の田打ころから、特に農業と重要な役割をしているのであるが、近年燕の渡来数が大変少ない。これは水環境の影響によるものでないか、とのことが、ここから

ともなく伝えられていた。最近農林省で全国狩猟主任者会合の席上この問題が論議され、新聞の報ず

は、あたり人材を失つたことになり、これからの町に、なくてはならぬ人だつただけに、その死は各方面から惜しまれている。

九月五日午後、折からの濃霧の中に悲しみの葬儀が行われた。故人の徳をしのぶ旨な行列は、とめどもなくつづき、

印鑑条例を制定

時代の交遷にともなつて、印鑑事務もまた、ますますその重要性を加えておりますが、町では一層取り扱ひの正確を期するため、この一月一日から印鑑条例を制定しました。ここにそのあらましをお知らせして、皆様の御協力を

願ひいたします。
一 印鑑の届出は川西町に住所を有し、住民登録をしてある本庁、又は支所(仙田のみ)に届出をして置かなければならない。
二 印鑑に使用する印肉は、朱肉と黒肉の二種とする。これを変更する場合はこの届出をしなければならぬ。
三 既に届出である印鑑を、他の印鑑に替へたいときは、改印届を出さなければならない。
四 届出である印鑑を紛失したとき、又は廃止したときは、その届出をしなければならない。
五 印鑑証明書付願は、本人でなければならないが、代理人の場合には前記五に準じて、委任届を提出しなければならない。
六 印鑑証明手数料は、川西町手

中村町長を始めとする関係者の弔辞はきく人の涙をさそつた。本紙の発刊第一号によせられたことばが、いまだ記憶に新しいとき、人命の余りにもほかないことを知つて、
今はただ故人となられた先生の御いひ福を祈るのみである。

三 死亡した人の印鑑を、自分の印鑑として使用したいときは、死亡後一カ年経過後に、自己のものとして届出ることができる。
四 届出る印鑑は一人を指し、但し法人の代表者又は、これに準ずる場合は、別に届出ることができる。なお次のような印鑑は、届出ることができない。
イ ゴム印その他印影の残りやすいもの。
ロ、印鑑が欠けているもの、磨減しているもの。
ハ、まがいがやすいもの。
ニ 印鑑の届出は、必ず本人が役場又は支所に出頭してすること。但し本人が出頭することができない場合は、代理人に委任することができ、この場合は、委任を証する書面を提出しなければならない。
三 九月十七日
四 九月十八日
五 九月十九日
六 九月二十日
七 九月二十一日
八 九月二十二日
九 九月二十三日
十 九月二十四日
十一 九月二十五日
十二 九月二十六日
十三 九月二十七日
十四 九月二十八日
十五 九月二十九日
十六 九月三十日

数軒徴収券にもついで、金四十円を納入しなければならぬ。
十、現に届出である印鑑は、この条例によつて届出のあつたものとみなす。(戸籍係)

きたる
レントゲンカー
次の日程で、レントゲンカーを巡回いたします。六才以上の人でない人は、最寄りの場所で見送ってください。都合でいずれの場所に行かれても、さしつかえありません。
九月十七日
十時～十一時半 室島 金井屋前
一時～二時半 仙田支所
三時～四時半 赤岩
九月十八日
九時～十時 西松組現場
十時半～十一時半 上野支所
一時～二時 橋 支所
二時半～三時半 本落三島神社前
四時～四時半 原田取安神社
九月十九日
九時～十一時半 川西町役場
十二時～二時 高原田佐渡屋前
(時間は貸借を示しません。夜ではありません。)

二核燃料実験による放射能の影響二燕の帰場(とよば)が次第に廃めつて来たこと。
註、野鳥というのは、燕が巣立つた後、晩夏から秋にかけて、夜間集合する場所のことで、葦の密生する広大な沼池や、河畦などがそれであるが、これが干拓事業によ

二核燃料実験による放射能の影響二燕の帰場(とよば)が次第に廃めつて来たこと。
註、野鳥というのは、燕が巣立つた後、晩夏から秋にかけて、夜間集合する場所のことで、葦の密生する広大な沼池や、河畦などがそれであるが、これが干拓事業によ

教育長高橋子平 呼吸麻痺のため、九月四日午前七時四十分急逝いたしました。こゝに生前の御厚誼を深く謝しますとともに、つつしんで御通知申し上げます。
昭和三十三年九月十五日
川西町長 中村杜吉
川西町教育委員会

檢察審査会制度

発足十周年によせて

星野吾作

檢察審査会の制度は、新憲法の施行によつて生まれた、民主的な制度のひとつで、ことしはこの制度が発足してから十周年に当る。

檢察審査会の構成と所在

檢察審査会は、衆議院議員の選挙権を有する者のなかから、「くじ」で選ばれた、十一人の檢察審査員によつて構成されている。したがつて男女を問わないし、特別の資格も必要としない。任期は六月である。檢察審査会は各地方裁判所と、地方裁判所支部の所在地二百四カ所に置かれている。

檢察審査会の行う行事

刑事裁判は檢察官の起訴をまつてはじめて行われる。この意味で檢察官の起訴は裁判の前提である。しかし、犯罪の嫌疑が十分と認められる場合であつても、犯人の性格や年令、境遇、犯罪の軽重、情状等の事情を考慮し、起訴の必要がないと認めるときは、自由裁量で不起訴処分を付することもできる。このように檢察官は、人権に至大な關係のある起訴、不起訴の権限を独占するだけでなく、その行使に広い自由裁量権を与えられている。しかし檢察官がこの重大な権限を行使するに當つては無意識にせよ、民意から離れることがないといはれなければならない。そこで檢察官に与えられたこの権限の行使について更に國民による批判と抑制が必要となつてくる。この重要

檢察審査会を取り扱つた種々の事件のうちで、注目すべき二事例を紹介すると、檢察庁において犯罪の嫌疑はあるが、これを認めるだけの十分な証拠がないから、不起訴処分を付した放火事件について、その後續した者からの申立によつて審査した結果、警察や檢察庁で発見できなかったあらたな証拠を発見し、保険金欲しさから人を殺つて放火したものであることを認め、「事件を起訴すべきである」として檢察正に申し送つた。檢察正は、この議決をいれて犯人を裁判所に起訴し、裁判所は、審理の未幾八年の判決を言い渡した。また無議勧告をした事例としては、「檢察官が参考人を呼び出すときは、呼出状に参考人である

ことを明らかにしておかないと、呼出された者は非常に不安を感ずるから、この点を呼出状に明記しておく」というものがある。終りに
このような従来の活動をかえりみる、この制度がおおむね健全に運営されていることを知ることが出来る。
この制度は終戦後に生まれたものであるが、単なる戦争の落し手ではなく、司法の民主化に寄与するための、重要な制度であることがわかつていたたけようと思ふ。

川西町をしのんで

五十嵐秀太郎

なつかしい川西町のみなまきその後勢がでいられるでしようか。中魚沼の任をはなれてからは半年の月日が過ぎ去つてしましました。山梨水明の中魚沼の山河を、そしてその中に生活する心温い人々との交りを、なつかしく思い起しています。なにせすでに遠い昔のような気がします。明日又、中魚沼へ出かけねばならぬような錯覚におそわれます。特に東洋一の発電所のある町、川西にはよく出かけました。川西町の明かるい気分が、私を引

畑作の振興を

図ろう

最近が畑作振興の必要性がさげられ、こんごの農政の命題とされているが、畑作不振の原因と、改善の方途を考へてみたい。
畑作振興を期するゆゑには、次の三点を要約されると思ふ。

- 一、畑作の収量、収益が少ない。(労働生産性の低さと、コストの割高)
- 二、作付作物が多様多様である。(穀物の多面性と各作物の独立性のギャップ)
- 三、畑地適合生産力の低劣(資本投下の消極性)

以上の原因として、(1) 地力の低下、(2) 経営の貧弱が挙げられる。これは畑作不振の根本的要因であるが、これを発生させるのは、伝統的な水田偏重農業である。土地や土壌条件の不良も、優良地が水田として利用されている結果であり、経営の重点が水田に偏結するため、資本と努力が、畑作にまで十分に及ばず、更に牧野等も総合的に利用する畑作経営方式が等閑視されている。これらが容易に絶ち難い悪循環となつて、畑作不振を助長しているといえる。如何にして畑作振興を図らねばならないかは、以上の結果からみて、もあきらかであるが、まず地力の向上を図るために、土地や土壌条件を改良し、整備しなくてはならない。これと共に、作付体系を合理化することである。具体的には、家畜の導入は畜肥の増進とあわせて、飼料作物等を取入れた、高

自衛官募集！

防衛庁では次の要項によつて、自衛官の第三次募集を行つております。希望の方は、詳細を底務係にお問合わせの上、十月十日までに所要の手続きをしてください。

- 一、募集人員
 - 二等陸士 約九、二七〇名
 - 二等海士 約 三、七〇〇名
 - 二等空士 約一、七〇〇名
- 二、応募資格
 - 満十八才以上二十五年未満
- 三、試験科目
 - 一、筆記試験(中学卒業程度)
 - 二、身体検査
 - 身長 一五五センチ以上
 - 体重 四七キログ以上
 - 三、待遇 初任給 六一五〇円

川西町役場事務分掌表(1)

昭和三十三年九月十五日現在

・出納係【三名】

- 係長 △増田 享
- ①係内事務統制 ②現金取扱係管理
- ③町税受領 ④諸支払
- △星名カズ
- △清水光子
- ⑤歳入歳出簿記帳 ⑥証憑整理

・庶務係【六名】

- 係長 △田口 一男
- ①係内事務統制 ②公印 鍵の管理
- ③職員の出退 ④賞罰 服務身分
- ⑤手算 財政 ⑥町行政一般 ⑦儀式 交際 接遇
- ⑧各係 支所の統轄
- △上村康栄
- ①選挙 ②職員の福利厚生 ③教育
- ④町有建物共済 ⑤職員共済 ⑥恩給組合
- ⑦庁舎の管理 ⑧庁内取締
- △海野定良
- △藤巻マサ子
- ①統計調査 ②文書の收受発送
- ③編さん ④物品の購入 処分 保管
- ⑤官報 具報の整理 保管
- ⑥町政要覧
- △登坂泰平
- ①条例規則等の審査 整理
- ②議程与 ③秘書 ④宿日直
- △丸山秀治
- ①消防(防火 防火 災害救助)
- ②自衛員募集 ③町有財産の管理
- ④処分 ⑤建設計画 観光
- ⑥町審

・戸籍係【五名】

- 係長 △数藤啓吾
- ①係内事務統制 ②公印 戸籍簿捺印用印の保管
- ③戸籍の改製 ④支所の連絡
- ⑤外国人登録 指紋登録 ⑥既決犯罪人名簿
- ⑦戸籍 住民登録事件作成
- △松沢良平
- ①各種届書の受付 ②人口動態
- ③埋火葬許可証交付 ④死産届
- ⑤戸籍の改製 ⑥死亡 失踪による相續開始の通知(税務署長宛)
- △須藤良平
- ①住民登録 ②各種の証明 ③印鑑事務 ④謄本 抄本の交付
- ⑤人口移動報告 ⑥戸籍の改製
- △宮 昭一
- ①配給計画 割当 ②転出 転入
- ③小売業者用 丙の登録申請
- ④米販提供業者登録申請 ⑤搬出証明 外食券の交付 ⑥配給日報
- △関口良平
- ①戸籍の改製 ②支所間の運送
- ③物品管理

・税務係【十二名】

- 係長 △根津正三
- (庶務) ①係内事務統制 ②企画調査
- ③研究企画 ④統計報告
- ⑤地方交付税 ⑥固定資産評価委員会
- △田口一朗
- △高橋英雄

- △清水光子
- (市町村民税) ①市町村民税調査 賦課 ②県民税賦課 ③所得税 法人税 県税
- △喜多義雄
- △星野一枝
- (固定資産税) ①土地 家屋 償却資産 ②大規模償却資産 ③所在市町村交付金 納付金 ④固定資産の評価
- △小林 力
- (諸税軽自動車税) ①自動車車庫車庫 ②臨時運行許可 ③市町村たばこ消費税 ④電気ガス税 ⑤木材引取税 ⑥入場税(特定外普通税)
- △水品 忠雄
- △高橋サチ子
- △田村 広文
- (徴収) ①町税 国保関係の徴収 滞納整理 ②育休状 徴収委託 受託 徴収庶務 ③納付組合管理指導 ④県民税徴収
- △小川益栄
- △清水秋子
- (地籍) ①土地台帳 家屋台帳 名寄帳 更正地籍の整備保管
- ②相続税法による相続財産調査
- △南雲春雄
- ①係内事務統制 ②公印の保管
- ③新農山漁村建設計画の樹立推進
- ④一般農事 農林団体 ⑤土地改良区
- △星名カズ
- ①土地改良事業 ②耕地復旧復旧
- ③農林漁業資金 ④農業改良資金
- ⑤経営資金関係
- △山家五作
- ①養蚕 ②特産物 ③畜産
- ④林務 ⑤狩猟

・商工係【一名】

- 係長 △小野塚孫市
- ①商工業 商工団体の振興
- ②各種融資 ③地代家賃

・社会係【六名】

- 係長 △金山良晃
- ①係内事務統制 ②千手保身園
- ③公印の保管
- △根津正治
- ①社会福祉協議会 ②日本赤十字
- ③援護法 恩給法 ④老人福祉
- ⑤引揚者給付金 ⑥共同募金
- ⑦遺族会 ⑧傷痍軍人旅各連盟
- △金子 誠
- ①生活保護法 ②民生委員法
- ③行旅病死者取扱 ④更正資金
- ⑤医療費貸付 ⑥児童福祉法(児童遊園地 季節保育所) ⑦子供会
- ⑧青少年問題対策協議会
- △南雲遼秀
- ①保護司 人権擁護委員 ②身体障害者福祉法 ③職業 労働(除雪組合)
- △田口秋江
- ①母子福祉資金貸付 ②みどり会
- ③たすけあい資金貸付
- △栢沢ヒサ
- ①恩給法 援護法 引揚者給付金業務一般

秋の農繁期防犯に御協力を!

一年のうちで、最ものおんびりする...開放的なお盆...も終り、早くも稲刈りのシーズンがはじまりました。

川西町の皆さんも、さぞかし御多忙のことと拝察いたしております。さて警察といたしましては、皆さんがいちばん忙しいシーズンに即応して、毎年稲作取壊期における「防犯運動」を展開して、御注意申し上げておりますが、ことしも...九月の中旬から十月の下旬まで...を期間として、「防犯運動」を展開することになっております。

特に農繁期につけては、次の犯罪について十分に御注意の上、「防犯運動」に協力してください。

- 二二日 税務 農委土地調査会議
- 二三日 総務文教委員仙田巡視 救急法講習会(千手)
- 二四日 青少年問題対策協議会
- 二五日 農業センター運営委員会
- 二六日 社会教育委員会
- 二七日 公民館運営協議会
- 二八日 土木委員会
- 二九日 第四回臨時議会
- 三〇日 保育所建築委員会
- ◎八月の行事から
- 五日 社会教育研修会
- 七日 メートル法普及講習会
- 九日 岩瀬橋竣工式
- 一二日 総文、教委合同会議
- 一六日 町民運動会(千手)
- 一七日 町長杯争奪相撲大会
- 一八日 全町仮装大会
- 一九日 土地調査会議
- 二〇日 選挙管理委員会
- 二二日 教委、小中学校長合同会
- 二三日 消防団会議
- 上野若菜会(上野支所)
- 時局講演会(仙田)
- 二三日 教育委員会(仙田)
- 千手愛護会
- 仙田青年講習会
- 二九、三〇日 定例町議会
- 三一日 青年学級生大会(上野)
- 橋小学校増築落成式
- ◎九月の行事から
- 四日 白倉校屋内体育館竣工式
- 五日 上野小学校校舎竣工式
- 六日 消防団連合演習
- 臨時教育委員会
- 七日 土地改良区役員会
- 一、二、三、四日 町内作務調査
- 一三日 保健婦、助産婦、研究会
- 一四日 仙田青年団講演会

町の掲示板

- ◎七月の行事から
- 一六日 産業経済委員会
- 二〇日 日赤講演会(上野支所)
- 二〇日 保護司会議(上野)
- 婦人会総会(仙田中)

豊作の夢成るか 予約米3万6千俵突破

区分 地区別	手 野 橋 田 計	昭和33年度産米予約売渡申込数量		
		売渡申込戸数	申込数量(俵)	過去3年平均(俵)
千	手	380	12686	12358
上	野	277	7132	7271
	橋	340	7450	6935
	田	626	9132	8663
	計	1623	36400	35227

ことしの産米予約売り渡しの申し込みは、八月二十五日をもって切り切られたが、豊作三年といわれた過去三年の売り渡し実績に比べて、一千二百俵も多く、「豊作は二年つゝかない」といわれたジンクスも、またみごとにくつがえされたことになる。日照りや長雨になやまされはしたが、このまま順調に取り入れが終れば、これも豊作型。このごろ農業経営が合理化され、農業科学が発達したとはいえず、やはり農家の人たちのたゆみない努力が、豊作四年のよろこびをもたらしたわけである。このほど役場(農林係)にまとめた地区予約数量は、次のとおり。

(十日正午現在)

優勝三年の栄冠 二分団チームに

例年の千手地区町民大運動会は八月十六日、町公民館の主催により行われた。分団対抗の競技があつて、千手中学校グラウンドには、終日熱戦が展開されたが、総合得点百十一点で二分団チームが優勝。ここに輝く二年制はの栄冠をかちとつたのである。応援賞は、いずれ劣らぬかきつばた審査員の間々も優秀がつけられず一位が二分団という。異例の採点ぶりだつた。したがつて応援賞もまた、三分団が三年連続で受賞したことになる。

(対戦成績) 一位 二分団
二位 三分団 三位 四分団

庁内めぐり(2) 庶務の巻

中村町長の、いわば補佐役として、町行政の全般をつかむとでもいうべき係、田口係長(全落)は元橋村助役で、合併当初の収入役職務執行者であつた人。

躍進する町に次々と持ちこまれてくる、おびただしい書類を、テキパキと片付けてゆく手帳家である上村辰栄氏(上野)は、選挙と職員福利厚生を預かる。ふだんは目立たないようだが、その反面公職選挙法を勉強する努力家。ひとたび選挙ともなれば、ガゼン全庁員に号令するまわらひである。遊野定良(野口)と登坂泰平(赤谷)の両氏は、ともにこの

青少年に明かるい 環境を!

「おい若い女が来たぞ、やしつてやれ!」と青年たち。こんな姿はうれいことに、もうみかけられないようです。でも、まだ心配でならないことがありません。私は数年前に上京し、久々に故郷のお盆に帰つてみて、あのころの子供たちが、もうりつぱに青年の仲間入りをしてきているさまに、眼をみはりました。私の心配というものは彼等の成長の仕方なのです。話の内容がたまたま、まつたく何の得るところもなく、わい談めいた俗悪な言動が実に多いのです。

選挙人名簿の 作成に当つて

選挙人名簿は、選挙人が投票を行うための、台帳となる名簿です。いくら選挙権があつても、この名簿にのつていないと、投票することができません。基本名簿は毎年九月十五日現在で、その日までに三月以上の住所を有するものと、十一月二十日までに、年令満二十年以上になるものについて調査したものを登録調整し、十一月二十日に確定して、その日から一年間使われるものです。三月以上の住所を有するとは、昭和三十三年六月十五日までにこの町に

町の声

これが将来、町を背負う若人か不安でなりません。純真な少年が、卒業して一年か二年も経つと、こんなに変わってしまうのです。一体何がそうさせるのでしょうか。第一に大人の態度が挙げられます。道ふしや共同作業という、決まつてくだらない話題が出るので、恐ろしいのは、大抵の大人が善導すべき身でありながら、そんな話を「罪のないもの」として反省しないばかりか、「あの男は社交性がある」だとか、「あれも大人になつた」というような眼でみ、知らず知らずのうちに、ゆがんだ社交性を身につけさせてゆくことです。

住所を移し、引ついで住んでい るとうことです。年令満二十年 以上とは、昭和三十三年十一月二十 一日以前に生まれた人をいいます これらの人を調査するために、町 選挙管理委員会では、各家庭に基 本選挙人名簿登録申請書を配布し ますから、該当者はおれ落ちのな いように申請してください。この 名簿が完全でないといくら選挙 権があつても、投票できない選挙 人を生ずることもありすので、 名簿の作成が終りますと、十五日 間(十一月五日から十九日まで) 町役場で縦覧に供することに なりますから、自分が確実に登録され ているかどうかを確かめてください。 選挙は民主政治を行うための方 法ですから民主主義の理念にもと づいて、正しく行わなければなり

ものが大部分を占めているよう
ですが、たとえそれがみんなの要望
であつても、次代をなす青年が
、こんな安易な考えで果してよい
ものでしょうか。それではどうし
たらよいでしょう。それには、
町民ひとりひとりの自覚もまたこ
とながら、関係機関の積極的な活
動が必要であります。既に町には
「青少年問題対策協議会」が発足
しており、地域的に「子供会」な
るものを組織して、健全な成長を
はかっているようですが、このよ
うな機関が、町当局はもちろん
青年団や婦人会と緊密な連絡をと
ることによつてこそ、明かるい環
境の育成がなされることを信じて
止みません。

次に問題となるのは、青年団など
で上映する映画であります。
それは単なる娯楽や、それ以下の

1町の人口動態

よるこびも
かなしみも

○うぶ声一御すこやかに
七月 男 十二件 女 九件
八月 男 十件 女 十件

○高砂一御出満に
七月 七件
八月 六件

○昇天一御めい福を祈る
七月 男 一件 女 二件
八月 男 一件 女 四件

神武以来の 仮装大会終る

商工大会主催の全町仮装大会は、八月十八日夜、町のメインストリートを中心としてにぎやかに行われた。この日は町内外から百七十人が参加したが、見物人を埋まつた大通りは、身動きもできないほどの盛況ぶり、お盆の最後を飾るにふさわしい行事だつた。

入賞者次のとおり、
◎団体 1、紀州の殿様(二分団)、2、大江山の暴力団侍り、3、仁徳清水一家、4、豆魚やさん(清水露外)、5、おんぼろ人生(川崎信天外) ◎個人、1、人工衛星(清水露三、高原山)、2、のんべ安兵衛(南雲三郎、中仙田)、3、赤胴鈴之助(渡辺幸孝、小十倉)

改められる戸籍法

今後三カ年以内

皆さんの戸籍はこんご三カ年の間に、新しく作り替えなければならぬことになっていきます。御承知のように、昭和二十三年一月一日から、新戸籍法が実施され、新憲法のもとに封建的家族の制度が廃止されて、戸主もなくなり、戸籍は夫婦とその子を単位として作ることに改められました。

いままで家を単位として作られていた古い戸籍は、新しい法律に反する結果となりますので、本来ならば新戸籍法が施行されたとき、これを全部作り替えなければならぬ筈でしたが、国民の戸籍を一時に作り替えるという事は、不可能なことでありました。そこで新しい戸籍法の経過規定で、いままでの古い戸籍を、一応新しい戸籍法によつて、作られたものとして取扱うこととしておいて、新しく婚姻、出生、養子縁組等があつた場合、その関係のものだけについて、新しい制度による戸籍を作ることにしております。

(1) 一組の夫婦とその夫婦の子ごとに戸籍を作る。
 (2) 戸籍の最初に記載されているもの(昔の戸主で新しい制度では戸籍の筆頭者という)と、その配偶者(妻又は夫以外の者に子が生まれたり、養子を貰つたりしたときは、その者について必ず新しい戸籍を作り、その子又は養子を戸籍にさせる。したがつて親子、孫という三代にわたる者が一つの戸籍には入らないことになる。)
 (3) 配偶者のあるものが配偶者ととも、他の夫婦の養子となつた場合も、その戸籍に入籍させず、夫婦が別々の戸籍を作つて、一組の夫婦が同じ戸籍に入らないことになる。(以上)

なお昭和二十二年以前に、婿養子縁組婚姻によつて、妻の戸籍に入籍した人は、新しい戸籍を作る場合に妻の名を先に書き、夫はその次に書くことになっていきますが、夫婦から夫の名を先に書いていたとして作り替へることができません。このような希望のある方は、できるだけ早く、戸籍係まで申出てください。

但し婿養子縁組婚姻、入夫婚姻によつて、現に筆頭者になつてい

かわにし俳壇

編集部選

中仙田 遊人
 稲妻のひらめく夜を子と涼む
 吾子とまた星を数ふる涼み哉
 岩瀬 湖月
 うちわ持つ手の動きつゝまごころめ
 千手 かたしん
 八海に入道雲を横並末
 田戸 青山
 風呂あびて浴衣うれしき旅がへり
 大白倉 暁雲
 初孫と連れだち老の夕すゝみ
 小白倉 凡石
 町と市をつなぐ鉄橋蜻蛉舞ふ
 仙田 元平
 牛小屋の軒の朝顔紺色に

後記

◎初秋の青空が果てもなくつよく月、ことしの越路早生を刈る黒島豊一さんをたずねました。表紙の写真は三女のセイさん十八才、撮影は丸山カメランです。

◎小十谷市の佐藤由男さん(川西町出身)を始め、二十九人の方から貴重な御意見をいただき、ありがたく感謝いたしております。

◎町当局によせられたものや、本紙に対する御希望等、そのたひごとに関係者とよく話し合いを重ねました。

◎「第一号で役場の機構を知ることができたが、更に誰がどんな仕事をしているのかを知りたい」とそんな御希望にこたえて、事務分掌一覽(1)を掲載しました。

◎「かわにし俳壇」によせられた投句は八十七句を教え、金山相樹先生から選んでいただきました。次号の一切は十月末日です。

◎本紙に掲載するお名前は、特別の場合を除き敬称を略させていただきます。

◎また、くうちに夏が過ぎました朝夕のさわやかさの中に、早くもヒヤリとしたものを感じます。

◎「天高く馬肥ゆる秋」町いっばいに山の幸たわわです。

「はたはたと軒端なつかし秋の風吹く」

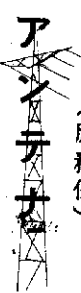
住宅統計調査

十月一日に、全国的な統計調査が行われます。この調査は、全国からし引きでえらんだ地域について、その中の全部の住宅、その居住世帯を調査することになっていますが、この町の該当調査区は次のとおりです。

◎野口・奥道の西側全部
 ◎大倉・全部
 ◎田中町・全部
 ◎上野第三・富士屋食堂から北側全部
 ◎田中町・全部
 ◎永久公金業組・全部

この外二調査区(無世帯)がこの町の調査地域としてえらばれました。調査の内容は坪数、畳数、構造、破損の有無、建築の時期、持ち家、借家の別、家賃(間代)、設備などの建物についてのことから、世帯主の職業や、勤労世帯の一月当りの収入など経済的のことからです。

これらの調査は、これからの住宅対策をたてるために、どうしても必要な、基本的な資料をつくるために使われるものであつて、税金の査定や、家賃の取り締りな



「Sさん酔つたと思つてかんべんしてくれ……」この町のどこかで聞いた話である。

◎「二つちはいつも飲まれている。今日ばかりは、酒を出させてたらぶく飲んで帰ろうぜ」と話がまとまつてのことである。愛想よく三人を招き入れたSさん「お前さんがたが折角ございしてくれたんですけ、酒位出せばいいども、オラ衆は新生活運動で……」ニコニコしてはいるがいつこうに酒を出さない。いくらそれらしいことをほめかしても「酒だと思つて呑んでくれ」といっては粉茶をすゝめる。あきらめて引上げねばならなかつた。帰りが「又ございしていただき」と頭を下げたSさんを、ポカリポカリポカリと思いきりなぐりつけた。「お前さんがた何を」と驚くSさんにオトトたわい

どの目的に使うようなことは絶対ありませんので、ありのままをお答えください。

◎調査員がお伺いいたしますから何分の御協力をお願いいたします(庶務係)

N部活のSさんは人も知るシミツタレであつた。そのくせ生来の酒好きが手伝つてか、村の番付では知らぬ間に三夜に入つていたところがある。Sさん、自分の金では決して酒を呑まない。ウの目、タカの目で機会をねらつたり、心臓を強くして他人様の酒を呑んでは、ひとりほくそえんでいた。そんなある日、被害者である三人のオトトがSさん宅を訪れた